

業務委託契約書 (参考案)

- 1 事業年度 平成 年度
- 2 業務の名称 御坊市新庁舎建設事業発注者支援（コンストラクション・マネジメント）業務委託
- 3 業務の場所 御坊市藪350番地
- 4 履行期間 自)平成 年 月 日
至)平成 年 月 日
- 5 委託金額 金 円也
(消費税及び地方消費税の額を含む。)
- 6 契約保証金 免除
- 7 部分払い金額 第1期分 円
第2期分 円
- 8 前払金を請求することのできる金額 金0円

上記の業務について、御坊市を発注者とし、
を受託者として、発注者及び受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によつて公正な委託契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、この証書2通を作成し、発注者及び受託者はそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 御坊市長 印

受託者 住 所

氏 名 印

(総則)

第1条 発注者及び受託者は、この契約書並びに別添仕様書（添付書類がある場合は添付書類を含む。以下これらの仕様書等を「仕様書」という。）に従い、これを履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていない仕様があるときは、発注者及び受託者が協議して定めるものとする。

3 受託者は、この契約に基づき、善良な管理者の注意をもって委託業務を行うものとする。
(管理技術者)

第2条 受託者は、委託業務の処理の技術上の管理をつかさどる管理技術者（仕様書に規定する資格要件を満たし、専門の知識及び経験を有する技術者をいう。）を定め、発注者に通知しなければならない。変更したときも、同様とする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは委任し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

2 発注者は、この契約の業務成果品（委託業務を行ううえで得られた図面、書類、記録等を含む。以下同じ。）を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。

(再委託等の禁止)

第4条 受託者は、委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。

2 受託者は、委託業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ発注者に対し、その委託にかかる業務の概要、その第三者の氏名又は名称及び住所を記載した書面を交付のうえ、委託の趣旨を説明しなければならない。

3 受託者は、前項により委託業務の一部について第三者に委託した場合、発注者に対し、その第三者の受託に基づく行為全てについて責任を負う。

(業務内容の変更等)

第5条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額、履行期間を変更する必要があるときは、発注者及び受託者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受託者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者及び受託者が協議して定めるものとする。

(履行期間の延長)

第6条 受託者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間までに委託業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者及び受託者が協議して書面をもって定めるものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第7条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担するものとし、その額は、発注者及び受託者が協議して定めるものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第8条 受託者の責めに帰する理由により、履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みのあるときは、発注者は、受託者から損害金を徴収して履行期間を延長することができる。

2 前項の損害金の額は、委託金額に対して遅延日数に応じ年5.0パーセントの割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第12条第2項の規定による委託金額の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の支払を発注者に請求することができる。

(委託業務の調査等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の実施状況（委託業務が終了したときは実施結果）につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(委託業務完了届)

第10条 受託者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して委託業務完了届（発注者と協議のうえ様式を定める。）を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の委託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に業務の実施状況について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、この契約の目的物について補正を求められたときは、受託者は遅滞なく、当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

5 受託者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該業務成果品を発注者に引き渡すものとする。

(委託費の支払)

第11条 発注者は、受託者の提出する委託費支払請求書（様式第1号）に基づき、平成31年3月1日以降に委託金額のうち第1期分の金額として 円 を、委託業務完了後に第2期分の委託費として残金を受託者に支払うものとする。

2 発注者は、受託者から適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとする。

(発注者の解除権)

第12条 発注者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由により履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完成する見込がないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(3) 公正取引委員会が、受託者にこの委託業務の入札における違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令を行い、当該措置命令が確定したとき。

(4) 公正取引委員会が、受託者にこの委託業務の入札における違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(5) 受託者（受託者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの委託業務の入札に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

(6) 受注者が、御坊市が行う契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱（平成22年12月1日施行）第9条に該当することとなったとき。

(7) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的

を達することができないと認められるとき。

(8) 第15条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、発注者は必要があるときは委託業務の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する委託金額を受託者に支払わなければならない。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとし、契約保証金の納付がなく、又は契約保証金の額が委託金額の10分の1に満たないときは、受託者が委託金額の10分の1に相当する額又はその不足額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項（前条第1項第3号から第6号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(業務途中の契約解除)

第14条 発注者は、委託業務が完了しない間は、第12条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 第12条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者及び受託者が協議して定める。

(受託者の解除権)

第15条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第7条第1項により、委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき、又は委託業務の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、これにより委託業務を完了することが不可能となったとき。

2 第12条第2項及び前条第3項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。

(受託者債務不履行責任)

第16条 発注者は、受託者がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者に損害が生じたときは、受託者に対し、その賠償を請求することができる。ただし、受託者がその責めに帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りでない。

(発注者債務不履行責任)

第17条 受託者は、発注者がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、受託者に損害が生じたときは、発注者に対し、その賠償を請求することができる。ただし、発注者がその責めに帰すことができない事由によることを証明したときは、この限りでない。

(賠償の予定)

第18条 受託者は、第12条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。ただし、第12条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する場合で、当該命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する額を超える場合は、第1項の規定にかかわらず、受託者は当該賠償金全額を支払わなければならない。

(賠償金等の徴収)

第20条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者の支払うべき委託金額のうちから控除し、なお不足のあるときは、追徴する。

(秘密の保持等)

第21条 受託者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受託者は、業務成果品を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(管轄裁判所)

第22条 この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(補則)

第23条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受託者が協議して定める。

(個人情報の保護)

第24条 受託者は、この契約による業務を処理するにあたって知り得た個人情報の取扱いについては、御坊市個人情報保護条例（平成15年条例第2号）及び関係法令等を遵守し、適切に保護すること。

別紙

誓 約 書

私儀、今般御坊市の下記業務受託にあたり、御坊市暴力団排除条例の趣旨を遵守し、誠心誠意ことにあたり万事遺憾なきを期し業務を行います。

万が一暴力団排除条例に抵触する恐れのある場合は、責任をもって必要な措置を講ずることをここに誓約致します。

記

平成 年度

業務の名称 御坊市新庁舎建設事業発注者支援（コンストラクション・
マネジメント）業務委託

平成 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

御坊市長 柏木 征夫 様